

3 利用者負担額について

由布市利用者負担額基準額表(1号認定) (単位:円)

階層	定義	3歳以上
1	生活保護	0
2	市町村民税非課税	0
3	所得割 77,100円以下	0
4	" 77,100円超	0

副食費について(対象:満3歳から5歳児)

- ・由布市利用者負担額基準額表(1号認定)の次のどちらかに該当する方は施設徴収の副食費が免除となります。
 - ①第1～3階層に該当
 - ②第4階層に該当し、小学3年生以下の年齢の高い児童から数えて、第3子以降
- ・副食費徴収対象となった方のうち、4歳児及び5歳児については月額4,700円を限度に副食費の助成を行っています。月額4,700円を超える部分の費用については保護者負担となります。

<備考>

- ・基準額表の年齢は4月1日時点での年齢となります。
- ・算定に用いる市町村民税額には、住宅借入金特別控除、配当控除、外国税額控除、寄付金控除等の適用はありません。
- ・所得割額の算定にあたっては、基本的には、保護者及びその配偶者それぞれの課税額の合計で判定を行います。それ以外に家計の主宰者がいると判断される場合には、その方の課税額も含め判定をします。
- ・副食費免除の算定は4月から8月は前年度市町村民税、9月から3月は当年度市町村民税で行います。

お問い合わせ

【 この案内の内容
に関する問合せ 】

〒879-5498 由布市庄内町柿原302番地
由布市役所 子育て支援課 097-582-1262(直通)

【 書類の提出先 】

本庁舎新館1階 子育て支援課
挟間庁舎2階 挟間地域振興課 福祉保健係
湯布院庁舎1階 湯布院地域振興課 福祉保健係